

平成30年4月適用の制度改革・報酬改定について

- I 平成30年度からの制度改革について P 2 ~
- II 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について P 29 ~

(平成30年10月 愛媛県・松山市 集団指導資料)

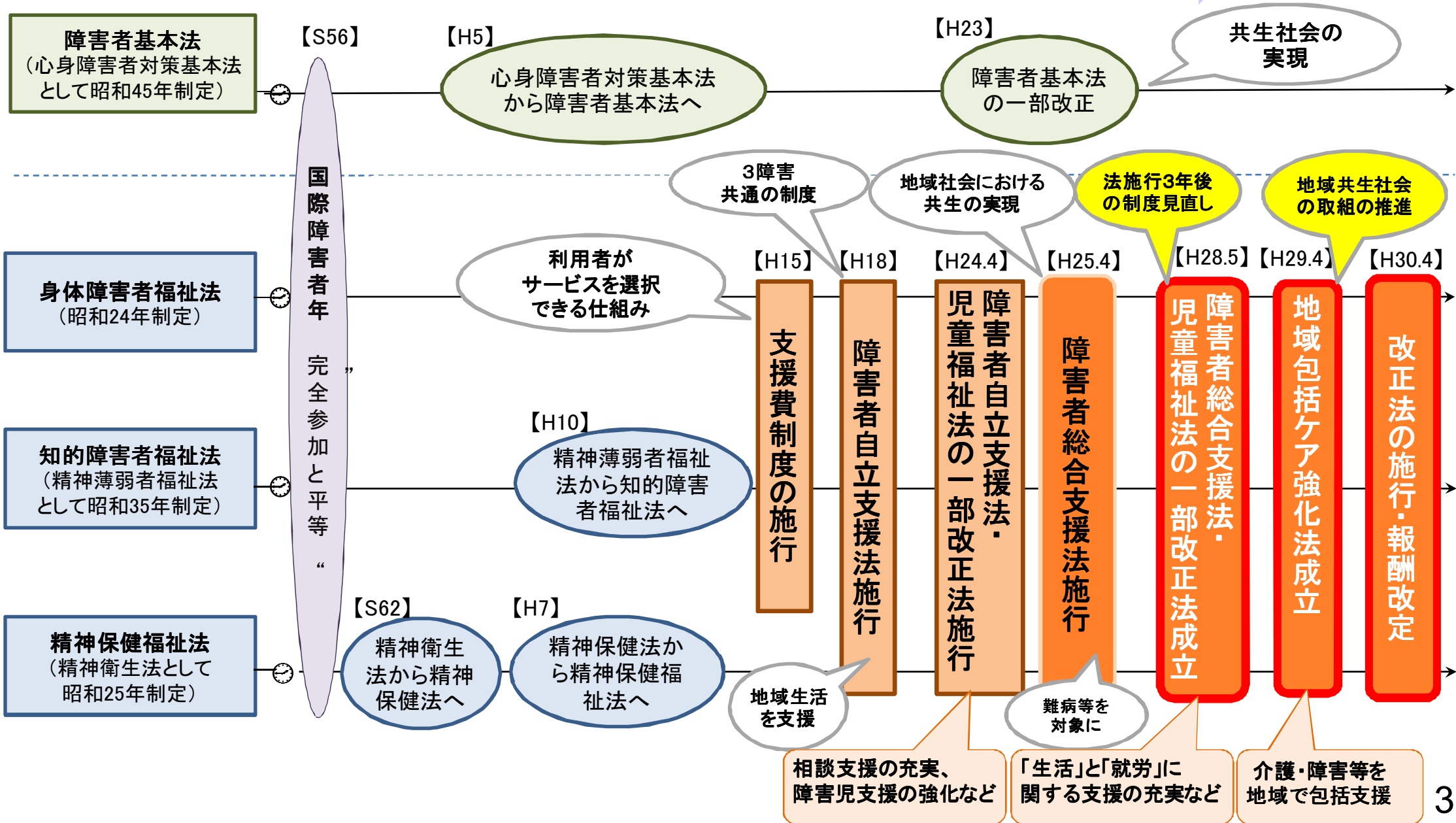
I 平成30年度からの制度改革について

【目次】

- ◆ 障害保健福祉施策の歴史 P 3
- ◆ 新設サービス P 4 ~ 22
- ◆ その他の制度改革 P 23 ~ 28

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

【平成30年4月からの新サービス】

○平成28年の一部改正法によるもの

1. 就労定着支援 (障害者総合支援法改正)

2. 自立生活援助 (//)

3. 居宅訪問型児童発達支援 (児童福祉法改正)

○平成30年1月の基準省令改正によるもの

4. 日中サービス支援型共同生活援助
(障害福祉サービス指定基準省令改正)

○平成29年の地域包括ケア強化法によるもの

5. 共生型サービス(障害者総合支援法・児童福祉法等改正)

※ 新設サービスに関する詳細な資料は、以下の愛媛県ホームページを参考

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 新サービスに係る指定基準等について

<http://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/30hosyukaitei/30sinsa-bisu.html>

新サービスの概要

	1. 就労定着支援	2. 自立生活援助	3. 居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 を利用して一般就労した障害者	定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) B (a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児) (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	3年間 (1年ごとに支給決定期間を更新)	1年間 (適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) ・雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援	・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・ 関係機関との連絡調整 ・ その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施</u> ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。
実施主体	就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練) の指定を受け、 過去3年間に平均1人以上、通常の事業所に障害者を雇用させている事業者	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・宿泊型自立訓練・共同生活援助・障害者支援施設・相談支援 の指定を受けている事業者	要件はないが、現在の障害児通所支援事業者を想定し、多機能型事業所として実施可能
基本報酬の算定	就労定着率(過去3年間の就労定着支援利用者総数のうち就労定着者の割合)に応じた報酬(月額報酬)	・退所等から1年以内/1年超過の利用者の報酬を区分(月額報酬) ・利用者数を地域定着支援員の人数で除した数が30人未満/30人以上に応じて算定	居宅訪問型児童発達支援給付費(日額)

1. 就労定着支援 (障害者総合支援法改正)

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設（「就労定着支援」）

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
- 一般就労後6月を経過した者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
 ※利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

関係機関

就労移行支援事業所
 就労継続支援事業所 (A、B)
 生活介護
 自立訓練

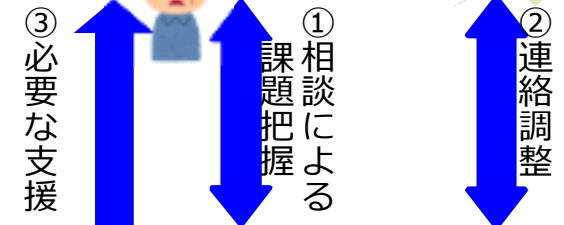
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

就労に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援
生活面の課題→生活リズム、体調の管理、給料の浪費等

- ・ 遅刻や欠勤の増加
- ・ 身だしなみの乱れ
- ・ 薬の飲み忘れ
- ・ 正確な作業遂行
- ・ 職場でのコミュニケーション 等

働く障害者 企業等

一般就労へ移行
 ※一般就労後6か月間の就労定着のための支援義務



就労定着支援事業所

<支援員=40:1(常勤換算)>
 <サービス管理責任者=60:1>

②連絡調整

基本報酬

- 就労定着率 (過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合) に応じた基本報酬を設定。
 就労定着支援サービス費 3,200単位/月 (就労定着率9割以上) ※
 ※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

既存のサービスとの関係

※ 地域定着支援と、自立生活支援または自立訓練（生活訓練）との併給は認めない。

<サービスの利用開始時期と定着支援のイメージ>



※生活介護と自立訓練（機能訓練・生活訓練）の指定基準に、一般就労後6か月間の就労定着のための支援を追加（平成30年4月～）

- 利用期間：一般就労後、6か月経過から3年6か月経過まで（最大3年間）
- 実施主体：
 - 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の指定を受け、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている事業者（就職実績でカウント）（指定及び指定更新の時点で、上記の要件を満たす必要あり）
- 支援内容：
 - 利用者との対面による支援を月1回以上行い、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自ら課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援する。また、障がい非開示での就職のような特段の合理的な理由がある場合を除き、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行う。
- 同一法人内の訪問型職場適応援助者が支援し、雇用安定助成金の申請を行う月は、報酬の請求不可。

2. 自立生活援助 (障害者総合支援法改正)

- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しとともに、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者に対する支援が必要
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設（「自立生活援助」）

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

支援内容

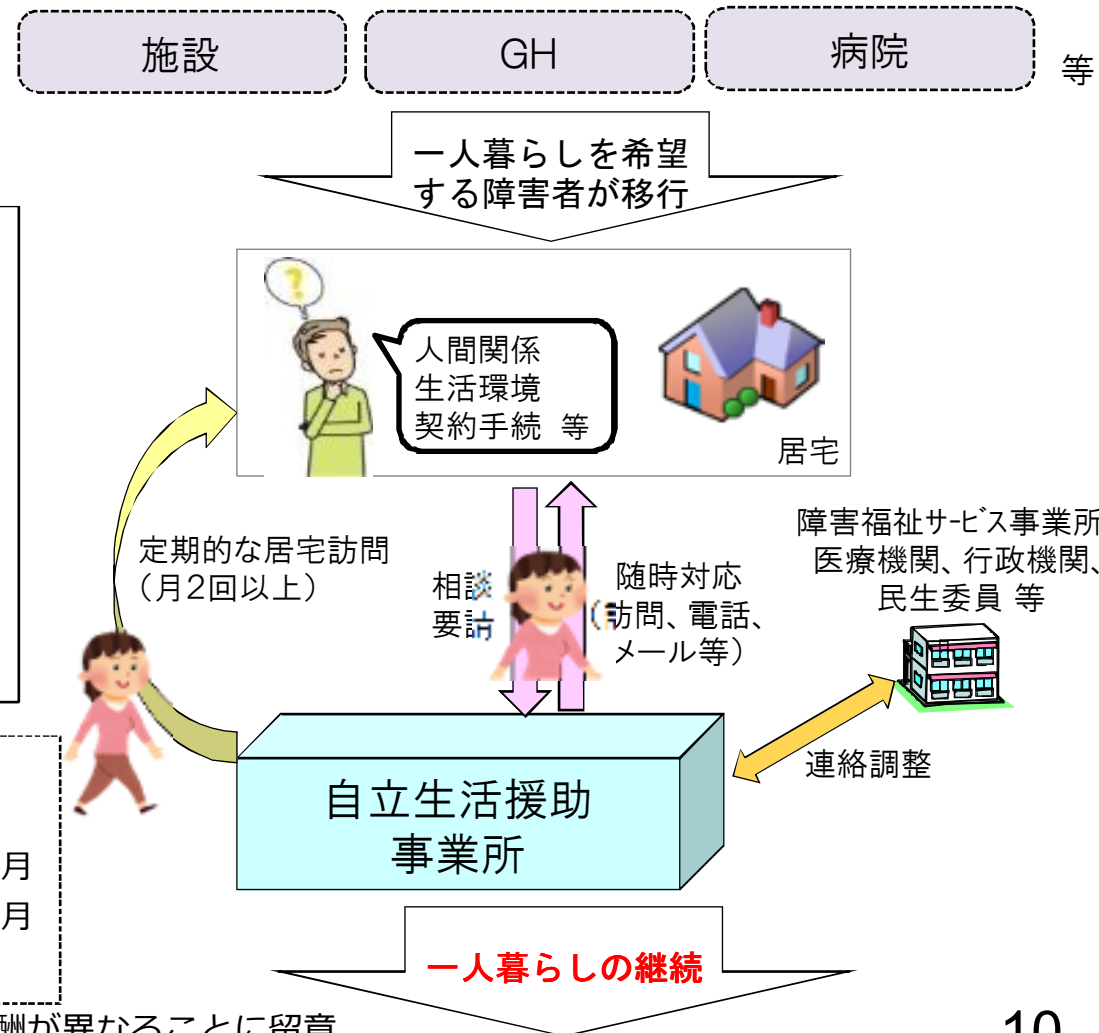
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定

※退所（退院）の日から1年以内と1年超過とで支給決定・基本報酬が異なることに留意



自立生活援助(平成30年4月～)の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間(原則1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※「…精神科病院等」の「等」に該当する施設は、以下のとおり

のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

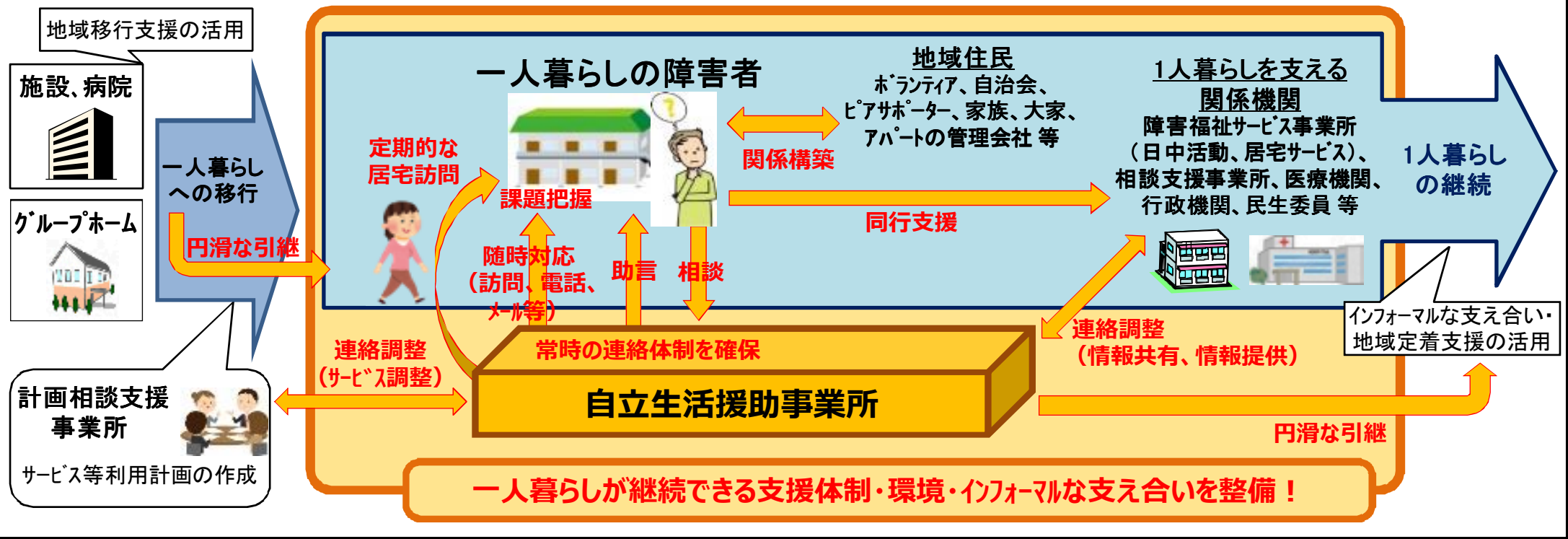
※自立生活援助による支援が必要な者(例)

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し等)
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

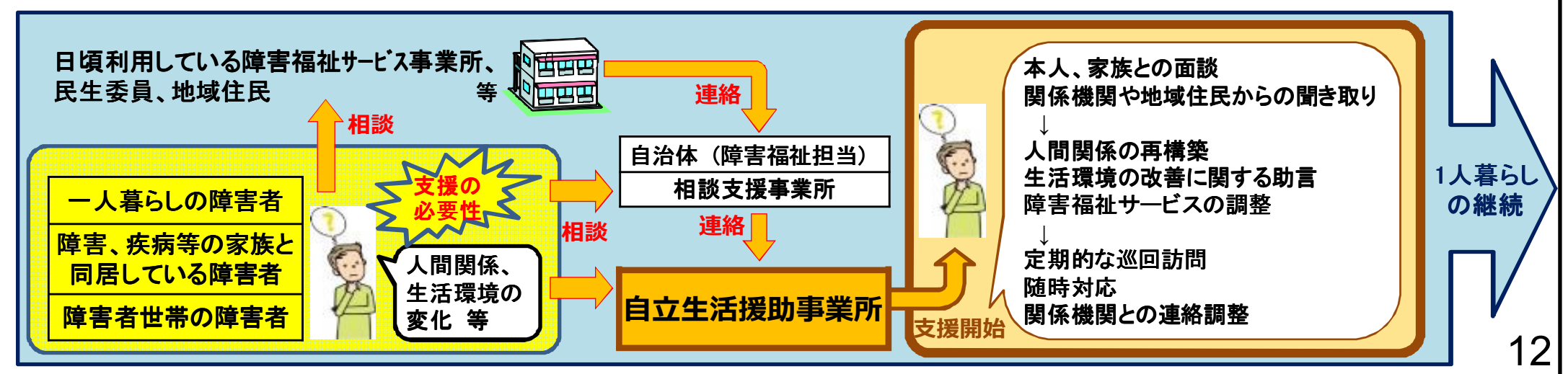
※家族による支援が見込めないと判断する場合(例)

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①



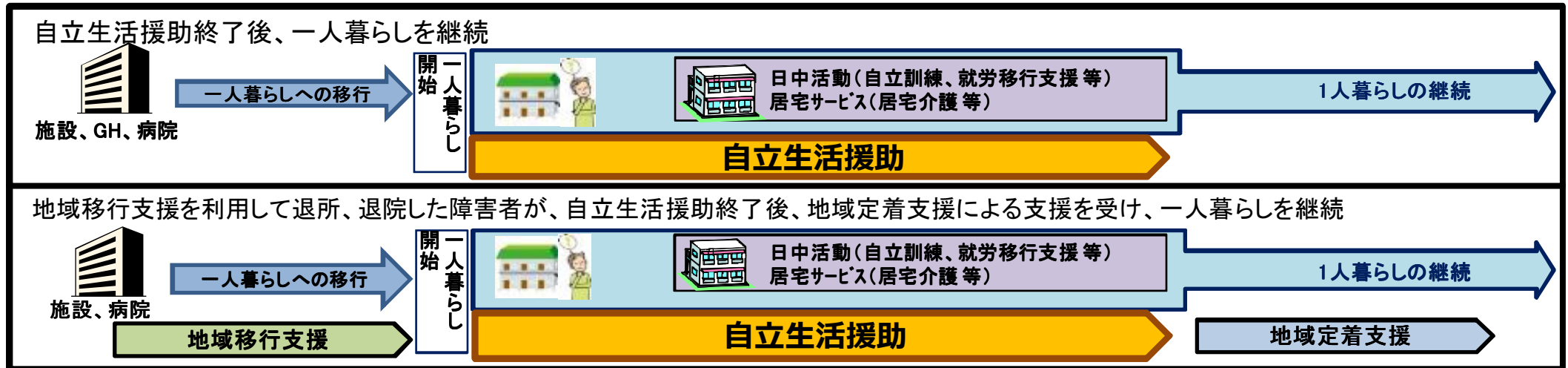
支援のイメージ ②



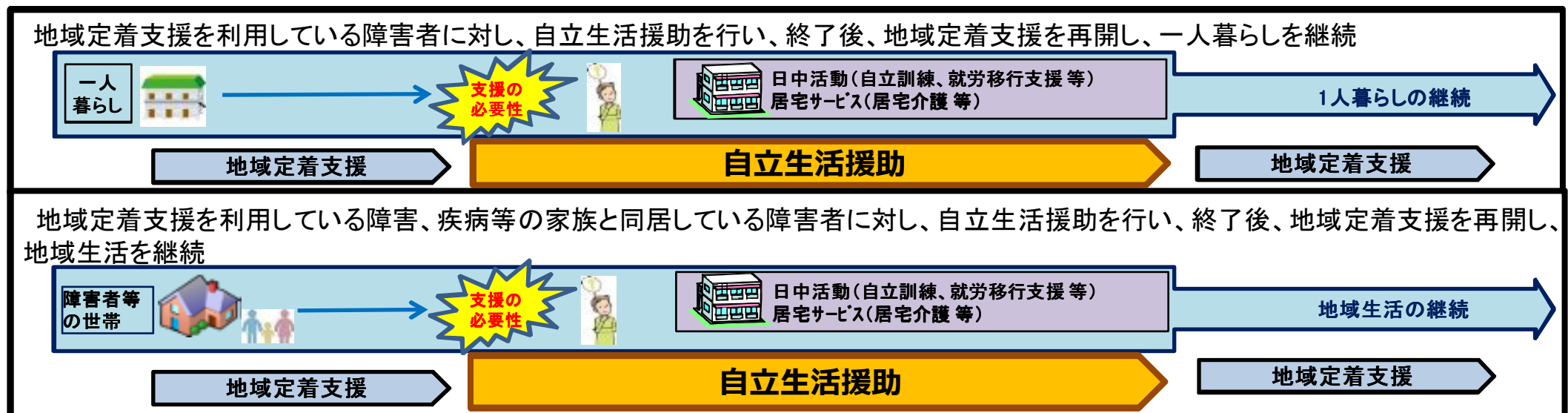
既存のサービスとの関係

※ 自立生活援助と、地域定着支援または就労定着支援との併給は認めない。

- ① 退所、退院した障がい者が、自立生活援助を利用し、一人暮らしを行う場合
(退所等にあたって、地域移行支援の対象施設から地域移行支援を利用して移行した場合も含む)
(自立生活援助終了後、支援が必要な場合は、適宜、地域定着支援による支援も可能)



- ② 現に一人暮らし又は障がい・疾病等の家族と同居をしている障がい者が、自立生活支援を利用する場合
(地域定着支援を利用している障がい者が、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援が必要となった場合に)
自立生活援助の支給決定を受ける(サービスを切り替える)ことは可能 ※併給不可



3. 居宅訪問型児童発達支援 (児童福祉法改正)

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。
※ 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の提出が必須。医師の診断書により支給決定。

対象者

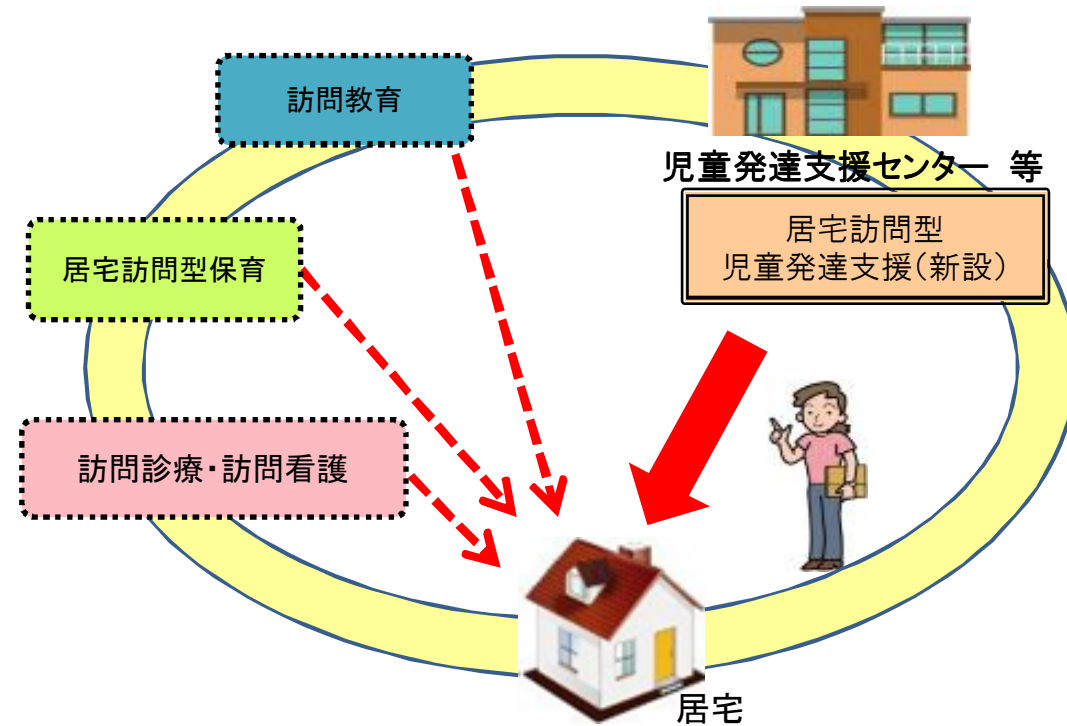
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 (満18歳に達するまで利用可能)

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

居宅訪問型児童発達支援の対象者及び具体的内容

概要

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設する。

児童福祉法の条文

第六条の二の二

⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者について) A(法定事項)又はB(省令事項) かつ C(法定事項)

A 重度の障害の状態(法定事項)

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 = 医療的ケア児
(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児(法定事項)

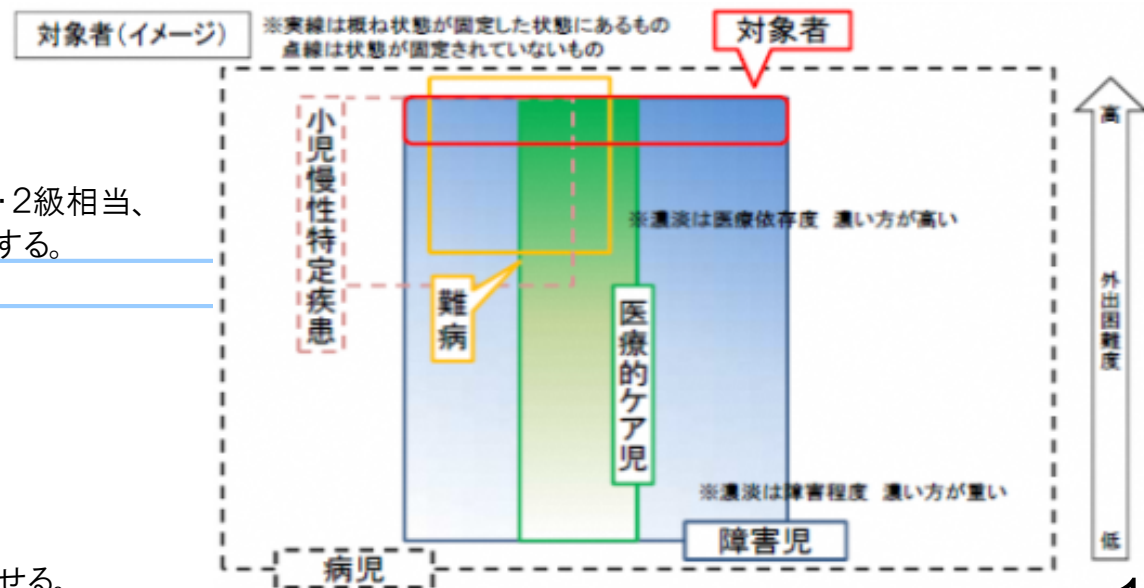
※ 重度の障害の判定は、各種手帳の重度判定(身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当)を基本とする。

具体的内容②

(サービスの内容について)

日常生活における基本的な動作、知識機能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※ 既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存のサービスの内容に合わせる。



疾病等により外出が困難な障害児に対する支援

	訪問教育	居宅訪問型保育	訪問看護	居宅介護
概要	障害が重度・重複していて特別支援学校等に通学困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育	保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる幼児であって満3歳以上のものも対象) ※平成27年4月1日から子ども子育て支援新制度の中で開始	疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対しその者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を効果的に行う。
対象者	障害が重度・重複していて特別支援学校等に通学困難な児童生徒	保育の必要性の認定を受けた乳幼児のうち、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である等と認められた乳幼児	居宅において継続して療養を受ける状態にあり、通院困難な患者で、要介護と認定された者。	障害支援区分1以上障害児はこれに相当する心身の状態である者。
訪問者	特別支援学校の教員	家庭的保育者1人につき乳幼児1人 ※家庭的保育者が保育士や看護師(准看護師含む)である場合には加算あり	看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など
利用日数等	児童の状態次第 (週3日、1回2時間程度)	保育の必要性の限度内で利用 ※月平均275時間程度(保育標準時間認定)又は月平均200時間程度(保育短時間認定)	保険給付の対象となるのは通常週に1～3回まで。1回の訪問は30～90分基本。	認定次第

【平成30年4月からの新サービス】

○平成28年の一部改正法によるもの

1. 就労定着支援 (障害者総合支援法改正)
2. 自立生活援助 (//)
3. 居宅訪問型児童発達支援 (児童福祉法改正)

○平成30年1月の基準省令改正によるもの

4. 日中サービス支援型共同生活援助

(障害福祉サービス指定基準省令改正)

○平成29年の地域包括ケア強化法によるもの

5. 共生型サービス(障害者総合支援法・児童福祉法等改正)

※ 新設サービスに関する詳細な資料は、以下の愛媛県ホームページを参考

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 新サービスに係る指定基準等について

<http://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/30hosyukaitei/30sinsa-bisu.html>

4. 日中サービス支援型共同生活援助 (障害福祉サービス指定基準改正)

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」(以下「日中サービス支援型」という。)を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5:1をベースに、4:1及び3:1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助 (1日につき)

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I) ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6 1,098単位

(4) 区分3 717単位

※ 夜間支援従事者は、月に2日連続または4日間の配置基準未充足により翌月減算となることに注意。

※ 日中サービス支援型の夜間支援は基本報酬で評価しており、「夜間支援等体制加算」は算定不可だが、夜勤職員を加配する場合は更に加算

○ 夜勤職員加配加算 149単位/日 (共同生活住居ごとに専従配置)

※ 日中サービス支援型は1つの建物への入居合計を20人まで認めることから、「大規模減算」のうち入居定員が8名以上の場合は適用しない。

※ このほか、共同生活援助の全類型に、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設 (看護職員配置加算 70単位/日)



2~10人

2~10人

+

短期入所1~5人

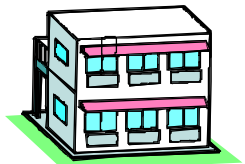
- 住まいの場であるグループホームの特性 (生活単位であるユニットの定員等)は従来 (2~10名)の類型と同様に維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物に、独立性を確保した複数の共同生活住居 (1住居に2~10名) を設け、建物内の入居合計を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

※共同生活住居ごとに24時間支援できる職員の配置が必要。



障害者支援施設



地域移行の促進、地域生活の継続



精神科病院

重度・高齢の障害者の地域移行の受け皿

日中サービス支援型グループホーム



※昼夜を通じて1人以上の職員を配置。



短期入所

※短期入所(1~5人)を併設

※利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を実施

※①日中型GH事業所の入居定員合計と②短期入所の定員
 …… ①20名までに対して②1~5名

活動状況の報告(年1回以上)



地方公共団体が設置する協議会

評価・助言

3ヶ月ごとのモニタリング



相談支援事業所
 ※別法人が望ましい

適正な支援の確保

※従来のグループホームよりモニタリング頻度が高い。

利用者の日中活動サービス利用を促進



日中活動サービス事業者(生活介護等)

緊密な連携

緊急一時的な宿泊の場の提供

緊急時の受入



在宅の障害者

【平成30年4月からの新サービス】

○平成28年の一部改正法によるもの

1. 就労定着支援 (障害者総合支援法改正)
2. 自立生活援助 (//)
3. 居宅訪問型児童発達支援 (児童福祉法改正)

○平成30年1月の基準省令改正によるもの

4. 日中サービス支援型共同生活援助
(障害福祉サービス指定基準省令改正)

○平成29年の地域包括ケア強化法によるもの

5. 共生型サービス(障害者総合支援法・児童福祉法等改正)

※ 新設サービスに関する詳細な資料は、以下の愛媛県ホームページを参考

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 新サービスに係る指定基準等について

<http://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/30hosyukaitei/30sinsa-bisu.html>

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要） （地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

見直し内容

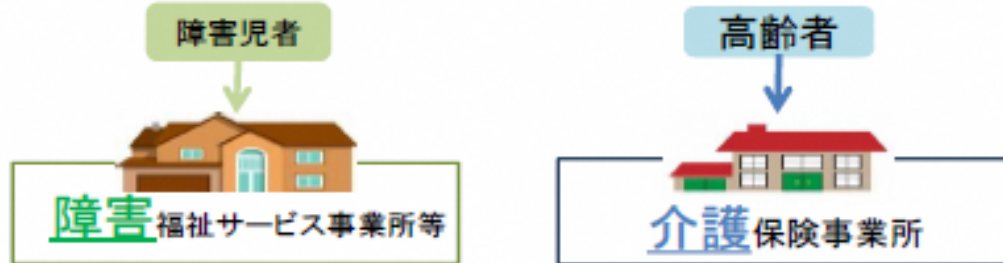
5月26日成立、6月2日公布

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある



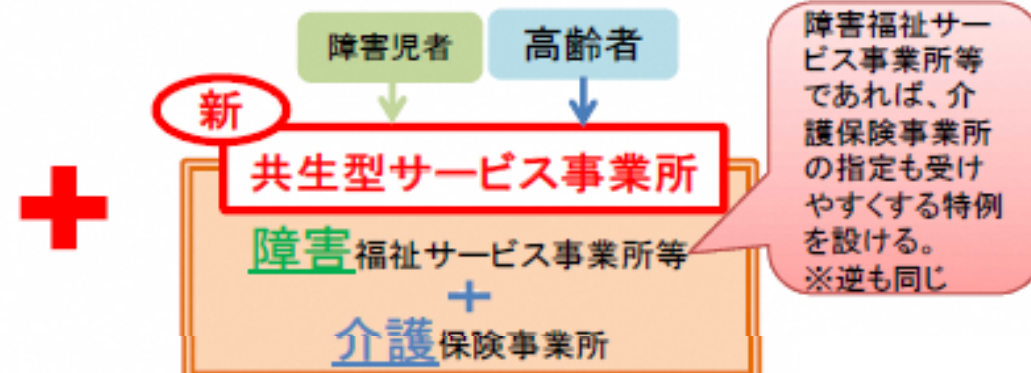
【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等

共生型サービスの対象サービス

- 下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。
- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む) ・通い	→	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	・泊まり	→	短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

※ 主として重症心身障害児者を通わせる事業所については、介護保険の療養通所介護事業所が行う場合の基準の緩和が別途行われている。

【その他の制度改正】

○平成28年の法改正によるもの

1. 重度訪問介護の訪問先の拡大(医療機関への入院先での利用)	障害者総合支援法改正
2. 高額障害福祉サービス等給付の支給対象の拡大 等 (65歳以上の高齢障がい者の利用者負担を軽減) (資料省略)	〃
3. 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 (乳児院、児童養護施設に入所する障がい児を追加)	児童福祉法改正
4. 医療的ケア児に対する支援の連携 (資料省略)	〃 ※平成28年6月3日公布日施行
5. 障害児福祉計画の作成 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、 障害児入所施設の一部総量規制	〃
6. 補装具の借り受けの場合の補装具費支給 (資料省略)	障害者総合支援法改正
7. サービス提供事業者等の情報公表制度創設	両 法 改 正
8. 自治体による調査事務・審査事務の効率化 指定事務受託法人制度の創設 国民健康保険団体連合会への審査事務委託	〃

1. 重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起し、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

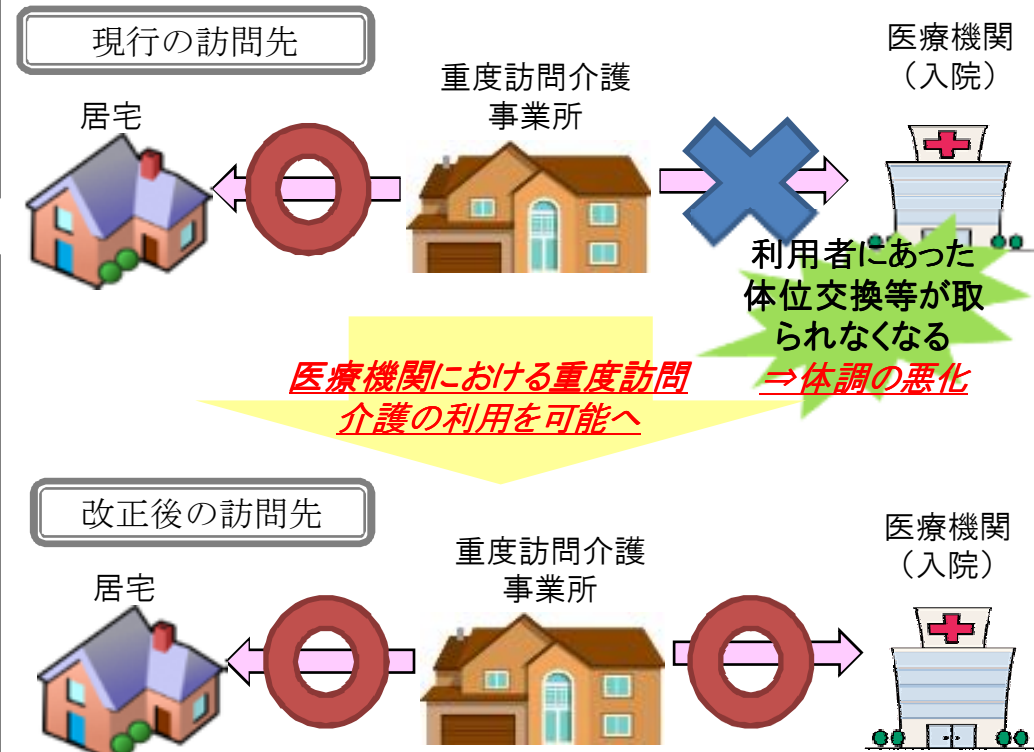
- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者(障害支援区分6)であって、医療機関に入院した者

※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応(参考:平成30年3月30日付報酬改定Q&A問35・36)

訪問先での支援内容

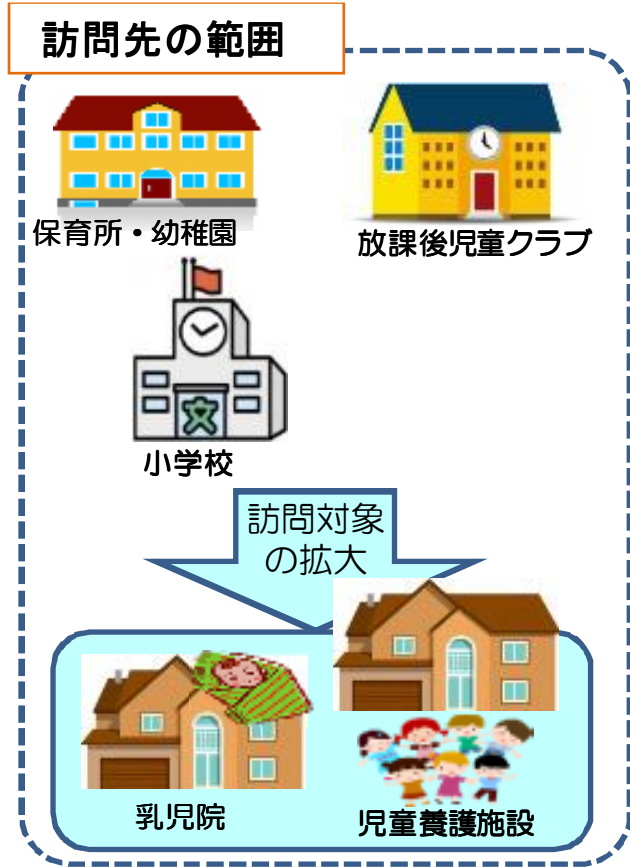
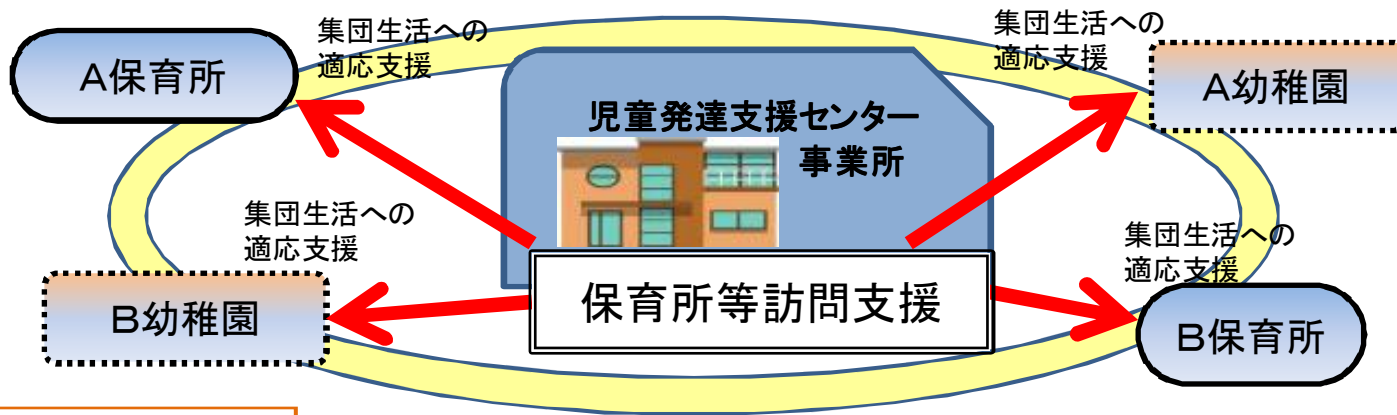
- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

※他法給付(健康保険法・介護保険法)より、入院先での看護及び介護を行ってはならないため、コミュニケーション支援を中心とし、医療機関の従事者に対して支援方法(体位交換の方法等)を伝達。原則90日までの利用。90日を超える支援は30日毎に必要性を市町村が認める場合に限る。



3. 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。



従来の対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

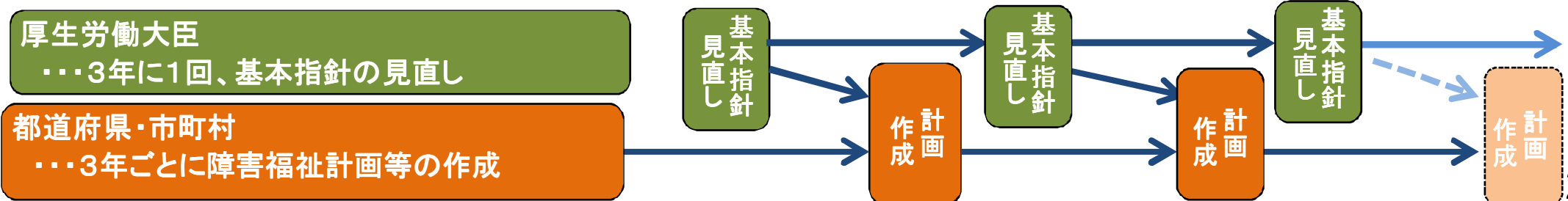
5. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
- ※ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定済み。
(従来から、生活介護、就労継続支援A型・B型や障害者支援施設のサービスが必要な量に達している場合等には、施設・事業所の指定を行わないことができることとなっている。)

障害福祉計画等と基本指針

- 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。平成30年度からは、障害児福祉計画についても同様に作成することになっている。
- 法改正により、障害児福祉計画を策定するとともに、児童発達支援・放課後等デイサービスや障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。(定員の増加を行う場合、指定の変更申請が必要。)

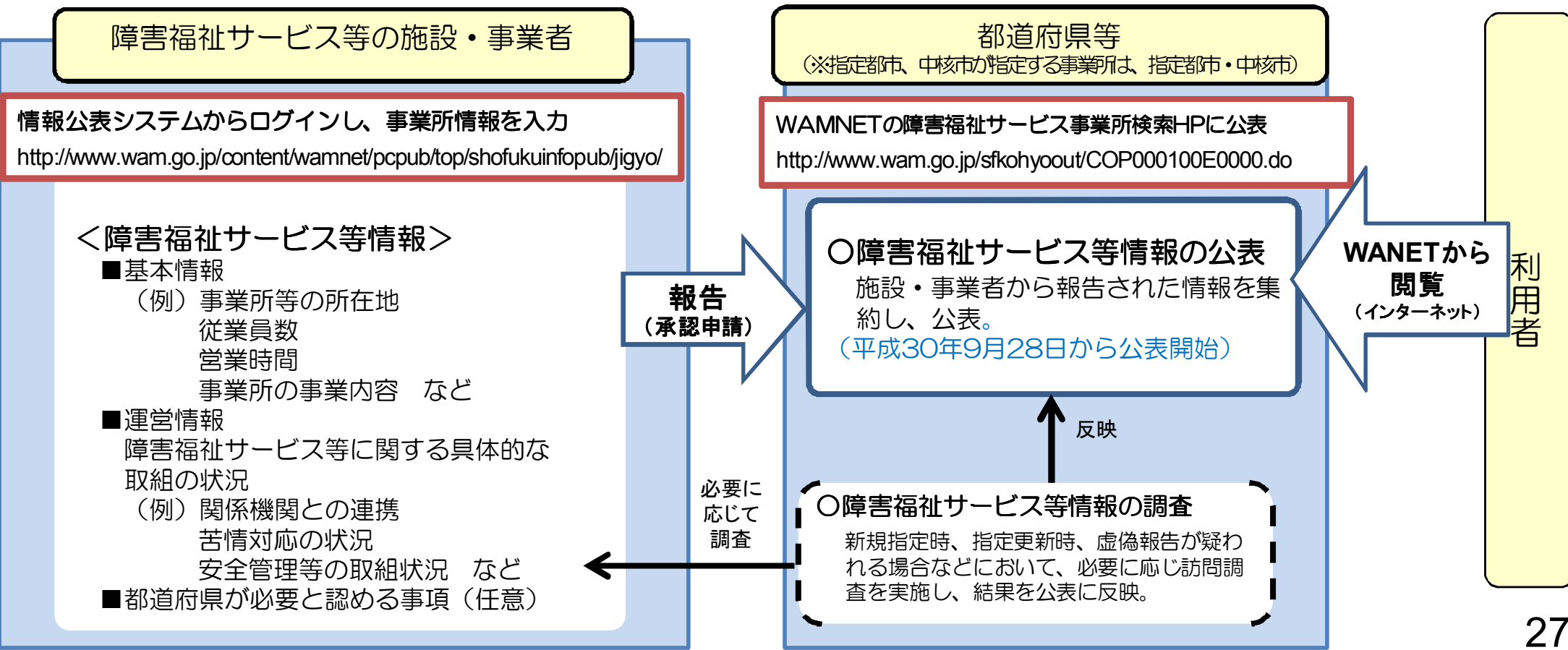
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第1期 障害福祉計画 18年度～20年度	第2期 障害福祉計画 21年度～23年度		第3期 障害福祉計画 24年度～26年度		第4期 障害福祉計画 27年度～29年度		第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画 30年度～32年度		
平成23年度を目標として、 地域の実情に応じた数値目 標及び障害福祉サービス の見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、 第2期障害福祉計画を作成		つなぎ法による障害者自 立支援法の改正等を踏まえ、 平成26年度を目標として、 第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施 行等を踏まえ、平成29年 度を目標として、第4期障 害福祉計画を作成		障害者総合支援法・児童 福祉法の改正等を踏まえ、 平成32年度を目標として、第 5期障害福祉計画等を作成		



7. 障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年5月に成立)において、
 - ①事業者に対して、障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等(※)へ報告することを求める
 - ②都道府県知事等(※)が報告された内容を公表する仕組みを創設(平成30年4月施行) ※ 指定都市、中核市が指定する事業所については、指定都市、中核市
- 平成30年5月から事業者ごとに都道府県等(※)から情報公表システム(WAMNET)のログインID・パスワードを配布しており、事業者が、各事業所の情報を入力後、承認申請を行う。都道府県等は審査後、公表を行う。(平成30年9月28日から公表開始)



8. 自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

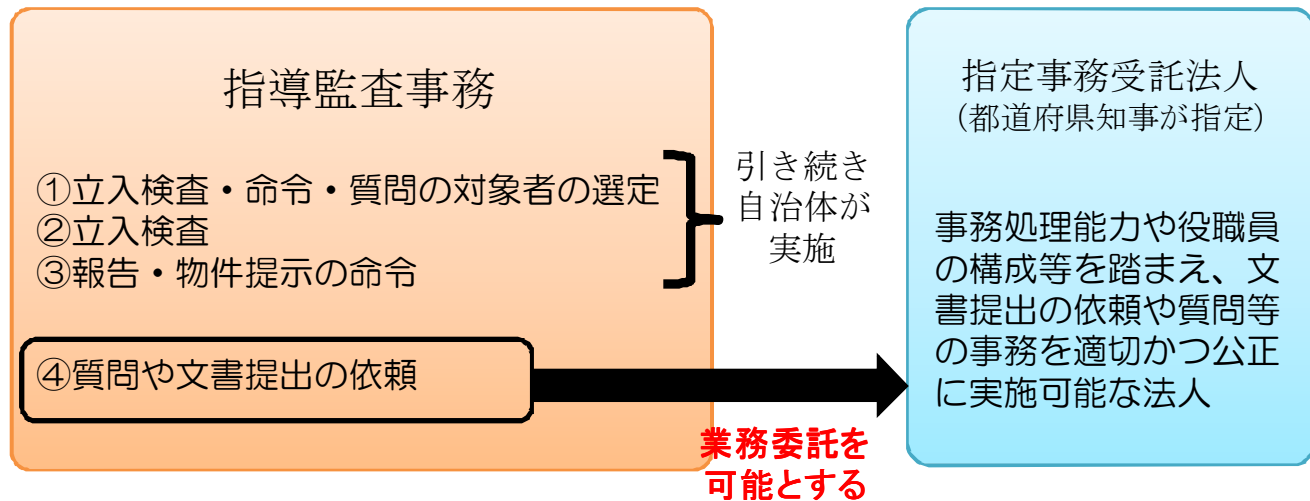
※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

※ 従来、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにする。